

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う平成27・28年度の競争参加資格の取扱いについて

平成27年5月
林 野 庁

経営事項審査の審査基準が改正され、平成27年4月1日から適用されたことに伴う、平成27・28年度を有効期間とする林野庁本庁の建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の取扱いを以下のとおりとしたのでお知らせします。

1 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う随時の資格審査の申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書について

（1）平成27年9月30日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば「改正告示」による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）は、経営事項審査の審査基準日（告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第1第1号の2に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。さらに、平成27・28年度資格審査の申請にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。
- ② 平成27年9月30日までに申請を行う場合は、最新の総合評定値通知書であれば「改正告示」による改正前又は改正後のどちらの審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を使用することも可能です。

（2）経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、特例計算を希望する事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

- ① 申請時に使用する経営事項審査の総合評定値通知書は、添付を要する者の全てについて、申請をする日の1年7月前の日以後のもののうち最新のものでなければなりません。
- ② また、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正前又は改正後のいずれかに統一された審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき申請することが必要です。

2 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う競争参加資格の再認定について

（1）再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、平成27・28年度の競争参加資格の認定又は決定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査を受けた者は、希望により当該改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき平成27・28年度の競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、その構成員全てが、事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあつては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。

（2）再認定のスケジュール

平成27年9月30日までの間、再認定の受け付けを行います。認定日（予定）は、適正な申請書を受理した月の翌月中に行います。

受 付 期 間
平成27年9月30日まで

（3）再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

- ① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1～1-3）
- ② 営業所一覧表
- ③ 工事経歴書
- ④ 改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」とな

っていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）の提出が必要となります。）

- ⑤ 納税証明書の写し
- ⑥ 委任状（代理申請をする場合） 等

（４） その他再認定の申請に関する留意事項

- ① 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。林野庁から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

- ② 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、すでに受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

- ③ 工事の入札手続きに参加をしている者で、すでに競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

3 随時の申請及び再認定の申請における共通事項

（１） 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

申請については、以下に掲げる窓口において申請を受け付けます。
なお、提出方法は文書持参方式又は文書郵送方式のいずれかになります。

受付場所：〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1-2-1
林野庁林政部林政課会計経理第1班
電話03-3502-8111（内線6009）

(2) 申請書類及び提出要領申請書作成の手引きの入手

申請書作成の手引き並びに申請書等の様式については、林野庁ホームページから入手してください。

ホームページアドレスは、以下のとおりです。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/index.html